

第3回廃棄物処理制度小委員会資料②

今後の災害廃棄物対策の更なる取組の方向性 (制度的対応部分抜粋)

令和7年4月8日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



今後の災害廃棄物対策の更なる取組の方向性



今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

(令和7年3月 災害廃棄物対策推進検討会)

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる対策の方向性と取組事項 3-7 制度的対応

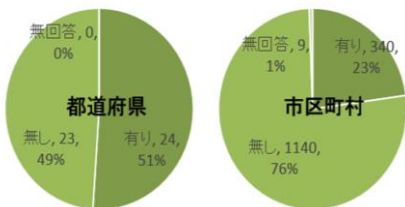
- (1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化
- (2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充
- (3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備
- (4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- (5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

✓ これらの制度的対応事項については、災害廃棄物対策推進検討会において3-1～3-6の事項と合わせて具体化のための検討を行うとともに、廃棄物処理制度小委員会でも検討、議論を行う。

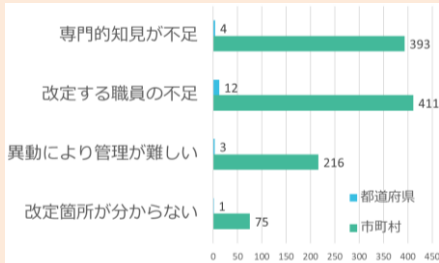
(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化（災害廃棄物処理計画）

これまでの対応状況

- ・ 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、市区町村86%
※第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%（2030年度）を設定
- ・ 災害廃棄物処理計画の改定を行ったことのある自治体は、都道府県で約5割、市区町村で約2割にとどまる
- ・ 策定・改定における課題として、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている

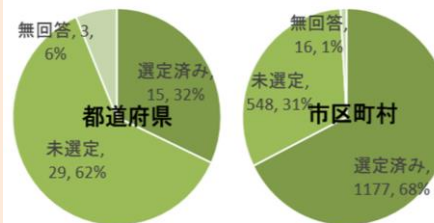


災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、災害廃棄物処理計画の改定の有無（令和5年度末時点）

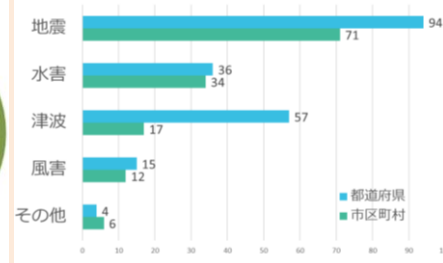


災害廃棄物処理計画の改定を行わない理由（令和5年度末時点）

- ・ 災害廃棄物処理計画の中で、仮置場候補地を選定している自治体は、都道府県で約3割、市区町村で約7割
- ・ 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は、都道府県で約4割、市区町村で約3割にとどまる
- ・ 災害廃棄物処理計画内で想定すべき事項の反映が不十分である



仮置場候補地選定率（令和5年度末時点）



災害廃棄物処理計画における被害想定率（令和5年度末時点）

災害廃棄物処理計画の策定・改定に資するマニュアル等の整備及び優良事例の展開・共有を実施

マニュアル等の名称	概要
災害廃棄物対策指針（H26年策定、H30年改定）	自治体による処理計画の策定に資するとともに、平時の備え（体制整備等）、災害時の応急対策、復旧・復興対策について、参考となる必要事項をとりまとめたもの
災害廃棄物対策指針技術資料（適宜追加、修正）	
モデル事業の実施（H27～R4）	処理計画策定、仮置場設置訓練、処理困難物の適正処理等、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を実施
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（R2年2月策定、R3年3月改定）	災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書
災害廃棄物対策グッドプラクティス集（R5年3月）	グッドプラクティス事例（仮置場の事前選定や協定活用等）を収集・整理したもの
災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）（R5年3月）	災害廃棄物担当者が、平時からの備えとして整理しておくべき体制や知っておくべき業務の流れ等を4ページに凝縮して整理
災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（R5年4月）	処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説したガイドライン

(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化（災害廃棄物処理計画）

問題意識

- 発災後、速やかに災害廃棄物対応を行うためには、平時からの事前の備えが重要。
- 一般廃棄物の処理責任を有する市町村は、自らが被災することを想定し、平時からの体制整備等や、発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理、復旧・復興対策等の対応に必要な具体的事項をとりまとめた、**実効性の高い災害廃棄物処理計画等の策定・改定が必要**。
- 都道府県は、被災市町村への支援の観点のみならず、**市町村からの事務委託の可能性や災害廃棄物の広域処理の調整等を想定し、災害廃棄物処理計画等を策定・改定することが求められる**。

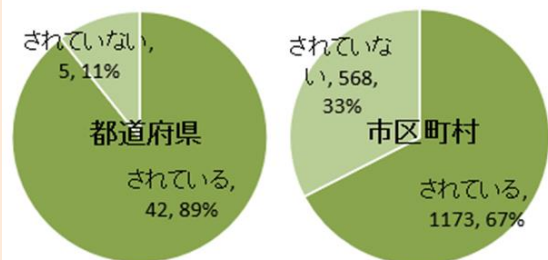
災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上を図るべきではないか

- 市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**市町村の災害廃棄物処理計画の制度化**（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）を検討する。

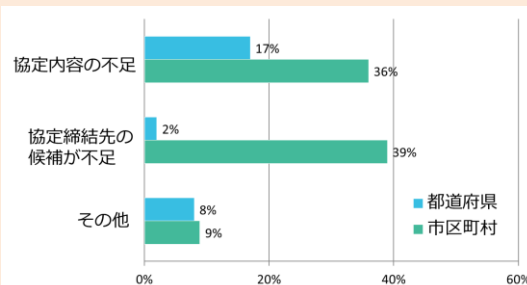
(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化 (災害支援協定)

これまでの対応状況

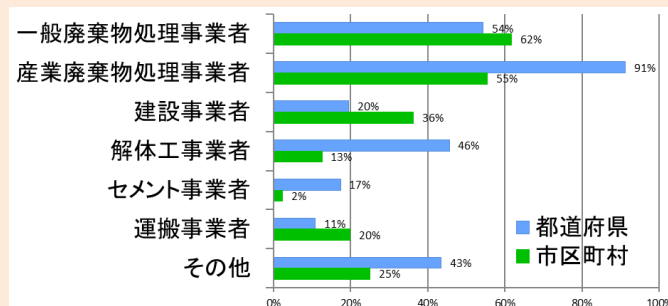
- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定締結率は、都道府県で約9割、市区町村で約7割
- 協定を締結していても、**協定内容の不足、締結先の候補不足が課題**
- 廃棄物処理事業者と協定締結済みの自治体が多い一方で、**建設事業者や解体事業者等その他事業者との協定締結が進んでいない**



災害支援協定締結率(令和5年度末時点)



協定締結における課題(令和5年度末時点)



民間事業者との協定締結状況(令和5年度末時点)

災害支援協定における優良事例優良事例の展開・共有を実施

- 民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を明示しておくことで実際に効果のあった優良事例を「**災害廃棄物対策グッドプラクティス集**」に掲載。
- 地方環境事務所や都道府県の研修等において、周知。

4 新潟県村上市【風水害: 令和4年8月3日からの大雨】

2. 庁内理解の促進

事業内容: モデル事業では、廃棄物担当部署だけでなく、**庁内の関係部署(防災関係、福祉関係、財政関係、上下水道関係)**との意見交換を行うプログラムであったため、モデル事業期間中に仮置場候補地選定などに対して事前に庁内に周知。

被災時 発揮効果: 事前に庁内の周知をしていたために**関係部署の理解が進み円滑な対応を実現。**

3. 協定締結活用を含めた関係機関との連携

事業内容: モデル事業を通じて、**協定等の情報を事前に整理。**

被災時 発揮効果: 仮置場の運営は、**市内の建設業者と廃棄物処理事業者に委託し、収集運搬や選別作業については、県の応援協定を活用して新潟県環境整備事業協同組合及び新潟県建設業協会からも協力を得た。**
仮置場の管理は、**廃棄物担当課(環境課)職員が必ず1名以上駐在し、開設当初は警備員も配置。**
災害廃棄物の処理は、**市の処理施設の他、県の応援協定を活用して対応。**

4. 人材バンク制度の活用

事業内容: 令和元年台風第15号で被災した千葉県館山市と鋸南町から**壊家屋撤去の事務手続き等**に関して支援を受ける。

写真: 仮置場からの搬出状況 (出典: 環境省撮影)

写真: 村上市、関川村の支援を行う館山市、鋸南町職員 (出典: 館山市提供)

災害廃棄物対策グッドプラクティス集より抜粋

(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化（災害支援協定）

問題意識

- 過去の災害廃棄物処理事例では、自区域内での処理が困難と判断される場合は、他自治体への広域処理要請が行われたことに加え、**一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等の民間事業者団体による災害廃棄物処理支援が効果的。**
- 一方で、災害支援協定の締結内容や災害支援協定の締結先の不足が協定締結の課題と感じる自治体も一定数存在する。**災害支援協定を有効に活用するためには、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした上で、関係者との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要であることから、地方自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定を締結することが必要。**

災害支援協定の締結・充実及び実効性向上を図るべきではないか。

- 災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、**地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化を検討する。**
- 大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の**災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用を検討する（8頁参照）。**

(2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充

(3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備

これまでの対応状況

平成27年廃棄物処理法改正により、平時の備えの強化と災害時における特例措置を整備

- 平時の備えを強化すべく、災害廃棄物の処理に関わる基本理念の明確化、国、地方自治体及び事業者等関係者関係者間の連携・協力の責務の明確化、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施
 - 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する特例(廃棄物処理法第9条の3の2、同法第9条の3の3)を追加
 - 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいとする特例(同法第15条の2の5第2項)を追加
 - 非常災害時に一定の基準を満たす場合において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を再委託することができる特例(廃棄物処理施行令第4条第3号)を規定
- ※平成27年廃棄物処理法改正の詳細は、参考資料5 P.7～30 を参照

- ・ 法第15条の2の5第2項に関し、「**法第15条の設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設(施行令第7条に列挙)に記載のない類型の施設のため、本特例を活用できなかった**」ことが課題に挙げられた
- ・ 施行令第4条第3号に関し、委託事業者の確保の困難さや**再々委託の禁止**を課題に挙げる自治体が多くあった

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類の
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設、破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード(紙+陶磁器くず)	破碎施設
タイヤ(ゴム)	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設

法第15条の2の5第2項の特例規定を活用できなかった施設の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の情報不足、事業者側の制度(特例規定)に関する理解不足。

【再々委託の禁止】

- 最終処分に関し再々委託ができず、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託されないか確認が必要。再々委託が必要な場合に、直接委託で対応する必要。

【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

施行令第4条第3号に基づく再委託を活用した際に感じた課題の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

- ・ 2022年度末時点で、全国市町村が所有する**一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千 m^3 、残余年数は約23.4年**
- ・ 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する**産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億 m^3 、残余年数は約19.7年**
- ・ 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移(一般廃棄物)(令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移(産業廃棄物)(令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による災害廃棄物の受入容量を事前確保するといった対応の必要性

(2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充

(3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備

問題意識

- 平成27年改正法により講じられた廃棄物処理施設の特例措置については、平時における特例措置の活用準備、発災時における特例措置の活用のいずれも、一部自治体において活用されているものの、活用が十分進んでいる状況ではない。
- この理由として、これまでに大規模災害を経験していないことや、必要に迫られる事態が生じておらず、特例規定に関する認識も進んでいないことが理由の1つと考えられる。

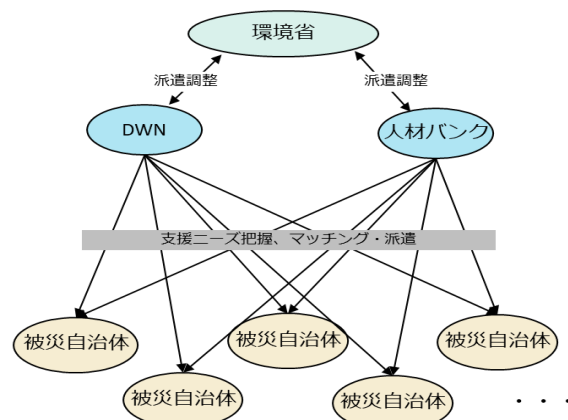
適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時の特例措置の活用・拡充を図るべきではないか。

- 大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用を検討する。
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（同法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充を検討する（同法第15条は許可対象の産業廃棄物処理施設に関する条項であることから、例えば同法9条の3の3における適用を想定）。
- 一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充を検討する。
- 大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。

(4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

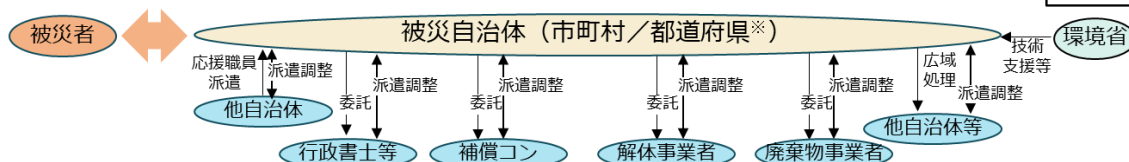
これまでの対応状況

- 令和6年能登半島地震(令和6年9月奥能登豪雨含む)では、石川県内6市町(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市)を中心に災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の支援員等派遣(延べ1,597人・日)や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家・収集運搬派遣(延べ1,340人・日、収集運搬車両 延べ1,674台)、中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣(延べ4,891人・日)による支援が行われた。また、31自治体及び25業者(令和7年3月末時点)の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。
- 例えば、石川県内のある被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理(生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等)(奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物)や公費解体(申請受付・工事前調整・解体工事等)(奥能登地域で各数千～1万棟超の解体)の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手続等を被災自治体のみで行うことは極めて困難である。
- 市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし(災害時の応援体制が想定されていない)の状況であり、今回の能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。

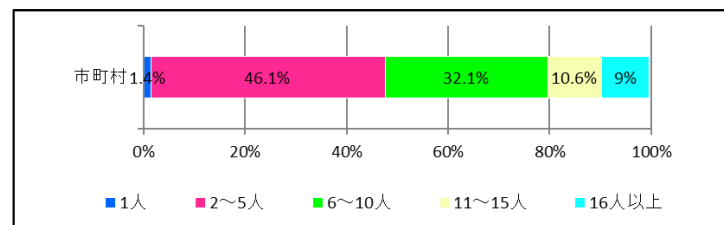


D.Waste-Net・人材バンクの支援体制(現状)

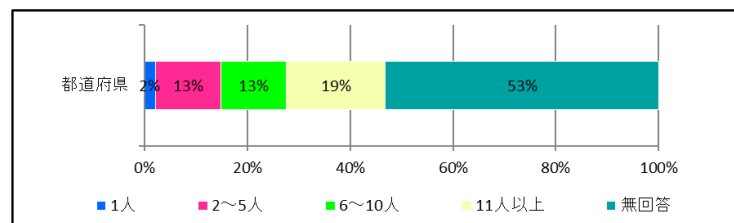
申請受付 → 工事前調整 → 解体工事 → 廃棄物処理



公費解体実施体制の全体像(現状)



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制(令和5年度末時点)



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制(令和5年度末時点)

(4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

問題意識

- 被災自治体は、特に発災初期は各種対応に追われることから、支援者と十分にコミュニケーションがとれず、支援を有効に活用できないことや、各種調整業務が一度に大量に発生し、全体的なマネジメントの実施が困難な状況になることが考えられる。
- 具体的には、公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多い。一方で、大部分の被災自治体の部署・職員にとって初めての業務になることから、公費解体・災害廃棄物処理の経験・知見・人材が蓄積されておらず、調整・連携体制の構築・運営に多大な負荷・時間を要する状況となる。

公費解体・災害廃棄物処理全体の適正かつ円滑・迅速な実施を図る観点から、被災自治体における公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援を横断的に行う専門支援機能（機関）の確立を行うべきではないか。

- 被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化を検討する。

(5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

これまでの対応状況

- 災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うこととなるが、被災地の迅速な復旧を図るため、**市町村は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等(特定非常災害では半壊以上の家屋等)の解体・撤去を実施することができる**
- 能登半島地震により損壊した家屋等の大量の解体が見込まれたため、被災市町における事務が円滑に実施されるよう、留意すべき事項や参考となる情報等を整理した「**公費解体・撤去マニュアル**」を令和6年1月に策定。申請書類の合理化や補助対象の考え方等について、現場での課題や要望を踏まえて4度にわたり改訂を実施
 - 損壊家屋等を公費解体・撤去する際の手順や留意点
 - 所有者不明の損壊家屋等の解体にあたって活用できる制度の概要
 - 公費解体に係る取扱いについての質疑応答

公費解体・撤去マニュアル第5版 目次

はじめに

1. 損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等

- (1) 公費解体の受付体制等の検討
- (2) 業者との契約
- (3) 緊急に解体を要する場合の留意点
- (4) 工事発注のための積算を行う際の留意点
- (5) 解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点
- (6) 境界標等の保存に関する留意点
- (7) 公費解体の申請書類の考え方
- (8) 解体の際の隣地使用に関する留意点

2. 損壊家屋等の解体・撤去に係る関係者の同意の取得等に関する手順等

- (1) 倒壊家屋等の解体に係る考え方・手順等
- (2) 倒壊家屋等以外の損壊家屋等の解体に係る考え方・手順
- (3) 所有者不明の損壊家屋等の解体
- (4) 関係者の同意の取得等に関する留意点

3. 費用償還

- (1) 利用前の留意点
- (2) 利用に当たっての留意点
- (3) 費用の償還請求に関する留意点

4. 体制の整備

5. 質疑応答集

参考資料

関係事務連絡

- 相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在したことから、法務省と連携して、**建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要**とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化
- 今後さらに申請様式の統一化等の検討を進めるとともに、**巨大災害時の公費解体における所有権あるいは同意の取り扱いに関しては、慎重な検討・配慮が必要であることから、別途専門的知見を有する有識者において検討を進める**

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 ※建物性の判断をするに当たり、土地家屋調査士の協力を得ることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 ※市町村が利害関係人として地方裁判所へ申し立てを行う際に必要となる管理費用について、公費解体が施工される場合は、解体に必要な委託費として、補助事業の対象となる - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能

(5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

問題意識

- 災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、本来、**私有財産の処分であり、原則として所有者の責任**によって行うこととなるが、被災地の迅速な復旧を図るため、市町村は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等(特定非常災害では半壊以上の家屋等)の解体・撤去を実施することができる。
- 一方、公費解体の実施においては、公費解体を担当する市町村廃棄物部局が普段従事している業務の内容と大きく異なる作業の実施が必要であり、また、公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等に多くの人員が必要となる。
- なお、巨大災害や大規模な集中豪雨等が発生した場合、住家被害や人的被害の甚大化、地方自治体の機能停止等により、**非常に多数の倒壊家屋を含む損壊家屋等の所有者・共有者の同意取得に関する個別の確認・手続が長期間にわたり困難となる可能性があり、二次災害の発生防止や応急復旧等の観点から、損壊家屋等の緊急的な解体の迅速かつ円滑な実施が必要。**

公費解体やそれにより生じる解体廃棄物に係る事務の更なる円滑化を推進すべきではないか。

- 関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、**倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化(関係者同意等を含む)を検討する(倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要)。**